

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会
モルックセット等貸出要綱

この要綱は、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会（以下、「区社協」とする）が所有する備品（モルックセット等）の貸出について必要な事項を定める。

(1) 目的

貸出を通じ、地域福祉活動等で新たなメニューの 1 つとして「モルック」が気軽に取り入れられ、集いのツールとして区民に活用されることを目指す。

(2) 貸出範囲

区内で活動する団体及び個人（在住者・在勤者・在学者を含む）であって、福祉活動及びボランティア活動等で使用する場で、区社協事業に支障のない範囲で貸出する。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- ① 使用目的が営利目的の場合
- ② 目的外に使用する場合
- ③ 宗教活動等での使用
- ④ 参加者間で金銭や物品のやり取り等を伴う場合
- ⑤ その他、区社協が適切な使用ではないと判断した場合

(3) 貸出物品

- ① モルックセット
- ② モルッカーリ

(4) 申請

- 備品の貸出を希望する者（以下「申請者」という）は、利用しようとする前日までに申請書を区社協に提出しなければならない。なお、申請は利用しようとする 1 ヶ月前の午前 9 時から申請できるものとする。（開館日でない場合は翌開館日とする。）
- 申請手続きは区社協 1 階で行う。
- 同日に在庫数を超える申請があった場合は、先着順とする。
※申請者間の調整は区社協では、一切行わない。

- (5) 貸出期間
貸出日及び返却日を含め、原則1週間以内とする。
- (6) 利用料
利用料は無料とする。
- (7) 運搬
貸出に係る備品の運搬及び保管等は申請者が行うものとし、それらに要する費用は、申請者の負担とする。
- (8) 使用責任
備品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。また、備品の紛失および、故意に備品を破損させた場合は申請者が弁償するものとする。
- (9) 返却
- 返却手続きは窓口で行う
 - 申請者は使用后、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。また、返却時に使用状況について区社協に報告しなければならない。
- (10) 利用の中止
備品の故障、区社協事業の都合等により貸出できないと区社協が判断した場合は、事前に申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。
- (11) 雑則
この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。